

鳥取市親元就農促進支援交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市親元就農促進支援交付金（以下「本交付金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本交付金は、認定農業者等、本市の地域農業の担い手として位置づけられる農業経営体の経営者（3親等以内の親族で構成する法人の代表者を含む。以下「農業経営主」という。）の親族（ただし、配偶者及び兄弟姉妹を除く）が当該農業経営体に就農（以下「親元就農」という。）することを促進し、農業経営の継続的な発展を図るとともに、当該親元就農者が、将来、地域農業の担い手として定着することを目的として交付する。

(交付対象者)

第3条 本交付金の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、将来経営を移譲する予定の親族（以下「親元就農者」という。）に対し、研修を行う農業経営主で、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし第2号及び第3号については、国が別に定めるところにより実施される農業次世代人材投資資金（経営開始型）又は鳥取市就農応援交付金交付要綱による就農応援交付金の受給中でない者であって、5年以上の農業経験を有する者に限る。

- (1) 認定農業者
 - (2) 人・農地プランに地域の中心的経営体として位置づけられている者
 - (3) 地域農業の担い手として支援することが適当と市長が認める者
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる市税等を滞納している者は、対象としないものとする。

- (1) 市税
- (2) 国民健康保険料
- (3) 後期高齢者医療保険料
- (4) 介護保険料
- (5) 保育所保育料
- (6) 水道使用料
- (7) 下水道受益者負担金

(交付対象事業)

第4条 本交付金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、農業経営主が、親元就農者に対し、鳥取県親元就農促進支援交付金事業実施要領（平成26年3月31日付第201300203181号鳥取県農林水産部長通知。以下「実施要領」という。）第5の1に規定する研修計画等（以下「研修計画等」という。）に基づき研修を実施する場合（農業経営主の責任の下、親元就農者の他の3親等以内の親族（以下「他の3親等以内の親族」という。）が指導する場合を含む。）で、次の各号の要件の全てを満たすものとする。

- (1) 研修を受ける親元就農者が次の全ての要件を満たしていること。

- ア 研修計画等の申請時の年齢が55歳未満の者
 - イ 農業経営主の親族（子、孫、甥、姪等の3親等以内の者に限る。）で、研修計画等の申請の日から起算して1年前の日以降に当該農業経営主の元に就農し、将来その経営を継承する予定の者であること。
 - ウ 当該農業経営主のもとで過去に5年以上従事していない者
 - エ 研修開始5年以内に農業経営改善計画（農業経営者との共同申請を含む。）又は基盤強化法第12条の4第1項の規定に基づく青年等就農計画（以下「青年等就農計画」という。）の認定を受ける予定の者（すでに農業経営改善計画又は青年等就農計画の認定を受けている者を含む。）
 - オ 法人経営体の場合、申請時及び交付期間中は、親元就農者は法人の役員ではないこと。
- (2) 農業経営主及び親元就農者は、5か年の経営ビジョン（実施要領様式第2号）を作成すること。経営ビジョン作成に当たっては、現状の経営状況や課題、今後目指す農業経営等について、農業経営主、親元就農者及び家族で話し合いを行い、所得向上や付加価値向上等、農業経営の継続的な発展及び改善に向けた取組を盛り込むこと。
- (3) 農業経営主と親元就農者との間で、次に掲げる事項を規定した家族経営協定が締結されていること。
- ア 経営継承の時期
 - イ 経営継承に向けた研修の実施
 - ウ 専従者給与等による収益の配分
 - エ 後継者の役割
- (4) 研修計画等に基づき実施する研修は、年間150日以上かつ年間1200時間以上であること。この場合において、農業大学校や民間団体、青年会議等が主催する研修会等への派遣（派遣先から報酬を得る場合を除く。）についても本交付金にかかる研修に含めることができるが、その場合、年間150日かつ年間1200時間の8割以上を当該農業経営体において直接研修を実施しなければならない。

（交付金の額及び交付期間）

- 第5条 本交付金の額は月額10万円とし、予算の範囲内で交付する。交付金は月単位で交付するものとし、研修期間が1か月に満たない場合の日数は切り捨てる。
- 2 本交付金にかかる研修は、研修計画等が承認された日の属する月の翌月の1日から開始するものとし、交付期間は最長2年間とする。
- 3 研修を途中で休止した場合は、研修を休止した日から研修を再開した日までの期間（以下「休止期間」という。）を、本交付金の交付期間から差し引くものとする。

（交付申請）

- 第6条 本交付金の交付申請は、市長が別に定める日までに行わなければならない。
- 2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号、第2号及び第4号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号、様式第2号及び様式第3号によるものとする。
- 3 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から34日以内に行うものとする。

（着手届を要しない場合）

第7条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同条第1号又は第2号に規定する場合以外のすべての場合とする。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本交付金の増額
- (2) 本交付金の減額
- (3) 交付対象事業の中止及び廃止

(実績報告の時期等)

第9条 規則第12条の規定による実績報告は、次の各号に掲げる日のいずれか早い日までに行わなければならない。

- (1) 交付対象事業の完了又は交付の中止若しくは廃止の日から10日を経過する日
 - (2) 交付対象事業の完了予定年月日の属する年度の3月31日
- 2 規則第12条第1項の報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(研修計画の承認等)

第10条 第4条に規定する研修計画等の承認及び変更に係る手続等は、実施要領第5の1から4まで又は第6の規定によるものとする。

2 実施要領第5の3に規定する審査会は、次の各号に掲げる機関により構成する。

- (1) 鳥取県東部農林事務所農業振興課
- (2) 鳥取県東部農林事務所鳥取農業改良普及所
- (3) 鳥取いなば農業協同組合営農部営農指導センター
- (4) 鳥取市農業委員会事務局
- (5) 鳥取市農林水産部農政企画課

(研修実施状況の確認)

第11条 交付対象者は、研修記録簿（実施要領様式第3号）を毎月作成し、市長が別に定める日までに市長に提出するものとする。

2 研修期間中、市長は原則半年ごとに研修記録簿等（3月の研修記録簿には実績を反映させた経営ビジョン（実施要領様式第2号）及び青色申告決算書の写しを添付）を農業改良普及所やJA等の関係機関に共有し、関係機関とともに、農業経営主及び親元就農者への面談を実施することとする。

(研修の中止及び休止)

第12条 交付対象者は、研修を中止する場合は、中止届（実施要領様式第4号）を市長に提出するものとする。

2 交付対象者は、病気等により研修を1か月以上休止する場合は、市長に休止届（実施要領様式第5号）を提出する。

3 休止届を提出した交付対象者が研修を再開する場合は、研修再開届（実施要領様式第6号）

を市長に提出するものとする。

- 4 交付対象者の死亡等により交付対象者が中止届又は休止届を提出できない場合には、他の3親等以内の親族が交付対象者に代わって提出できるものとする。

(農業経営主の交代に伴う継続申請)

第13条 交付対象者の死亡等により研修計画等に基づく研修の実施が困難となった場合には、他の3親等以内の親族を農業経営主として改めて研修計画等の継続申請を行うことができるものとする。

- 2 研修期間中に経営体が法人化する場合には、法人化後の農業経営主が、研修計画等の継続申請を行うことができるものとする。
- 3 研修計画等の継続申請を行うにあたっては、第12条に基づく中止届を市長に提出した上で、実施要領第5の1から4までの規定に準じて手続きを行うものとする。
- 4 研修計画等の継続申請を行う場合の研修生の親元就農の日は、当初の研修計画等の親元就農の日とし、第4条第1号のイに規定する要件については満たしているとみなすものとする。
- 5 研修計画等の継続申請を行う場合の本交付金の交付期間は、当初の研修計画等の交付期間の終期までとする。

(親元就農者の出産及び育児による研修中止後の再開申請)

第14条 親元就農者が子のお産及び育児を理由として研修を中止した場合には、子が3歳になる日を含む月までに、改めて研修計画等の申請(以下「再開申請」という。)を行えば、研修を再開できるものとする。

なお、再開申請にあたっては、実施要項第5の1から4までに準じて手続きを行うものとする。

- 2 前項の規定に基づき研修計画等の再開申請を行う場合の親元就農者の親元就農の日は、当初の研修計画等の親元就農の日とし、実施要項第4の2の(2)に規定する要件については満たしているとみなすものとする。
- 3 1により研修計画等の再開申請を行う場合の本交付金の交付期間は、当初の研修計画等の交付期間を含めて最長2年間とし、お産予定日の6週間前を含む月から子が3歳になる日を含む月までの間の休止期間については、交付期間から差し引かないものとする。

(研修終了後の報告及び営農状況の確認)

第15条 交付対象者は、交付対象事業終了後、経営ビジョン(実施要領様式第2号)の作成期間(研修開始から5年間)が終わるまで、親元就農者に係る営農状況報告書(実施要領様式第7号)を半年毎に作成し、市長に提出するものとする。

また、営農状況報告書には、1年ごとに実績を反映させた経営ビジョン及び青色申告決算書の写しを添付するものとする。

- 2 市長は、営農状況報告書及び経営ビジョンが提出されたときは、1年ごとに鳥取県東部農林事務所へ共有し、経営ビジョン等をもとに鳥取県東部農林事務所と技術習得や経営状況等について検討をし、必要に応じて事業対象者等への面談、現地確認、助言を行う。また、親元就農者が当該経営体において又は当該経営を継承して営農を継続していることを確認するものとする。

(交付金の返還等)

第16条 交付対象者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定めるところにより本交付金の一部又は全部を返還しなければならない。ただし、疾病や災害等やむを得ない事情として市長が認めた場合にはこの限りではない。

- (1) 研修を途中で中止した場合で、既に交付金が支払われている場合にあつては、支払われた交付金のうち、中止した日を含む月以降の交付金の額を返還する。
- (2) 研修を途中で休止した場合で、当該休止期間にかかる交付金が既に支払われている場合にあつては、当該休止期間にかかる交付金の額を返還する。
- (3) 第11条第1項に規定する研修記録簿が提出される前に本交付金を交付した場合で、当該年度末(3月分については翌年度の4月5日)においても交付対象者から当該交付期間にかかる研修記録簿が提出されない場合にあつては、当該交付期間にかかる交付金の額を返還するものとする。
- (4) 第11条第2項に規定する面談等により、適切な研修を行っていないと市長が認めた場合にあつては、交付金の全額を返還するものとする。
- (5) 前条第2項の営農状況の確認等により、親元就農者が交付対象事業終了後、交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間、当該経営体において営農を継続していないと市長が認めた場合にあつては、交付金の全額を返還するものとする。(当該経営体とは、本交付金を活用して研修を実施した経営体の全ての基盤を示し、その経営の一部を継承して独立就農する場合を除く。営農とは、主業を農業としており、年間150日以上かつ年間1200時間以上農業に従事することを示す。)
- (6) 年間150日以上かつ年間1200時間以上研修を実施しない場合にあつては、交付金の全額を返還するものとする。
- (7) 親元就農者が研修開始後5年以内に農業経営改善計画(農業経営主との共同申請を含む。)又は青年等就農計画の認定を受けない場合にあつては、交付金の全額を返還するものとする。
- (8) 親元就農者が農業経営主から農業経営の全部の継承を受けずに自らの農業経営を開始し、次のいずれかに該当する場合にあつては、交付金の全額を返還するものとする。
 - ア 農業次世代人材投資資金(経営開始型)又は就農応援交付金の交付対象となる場合
 - イ 鳥取県就農条件整備事業実施要領(平成20年5月20日付第200800022636号鳥取県農林水産部長通知)に基づく事業対象者となる場合

(他の事業との整理)

第17条 過去に青年就農給付金(準備型)給付事業、就職氷河期世代の新規就農促進事業、アグリスタート研修支援事業、市町村農業公社等就農研修支援事業及び農の雇用ステップアップ支援事業(以下「関連事業」という。)のいずれかを活用した就農研修を実施した親元就農者が本事業を活用する場合の本交付金の交付期間は、関連事業の助成を受けて実施した研修期間を含めて最長2年間とする。この場合においては、関連事業の助成が1年以下の場合は1年間、1年を超える場合は2年間の助成を受けたものとする。

2 農業経営主又は親元就農者が、関連事業及びその他類似の補助金等の交付を受けている場合には、本事業の対象としない。

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、本交付金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年9月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年5月25日から施行し、令和3年度事業から適用する。

様式第1号（第6条、第9条関係）

年度鳥取市親元就農促進支援交付金事業計画（実績報告）書

1 事業の目的

2 事業の内容

対象者氏名 (農業経営主)	研修生氏名 (親元就農者)	経営主との 続柄	親元就農 年月
上段：交付予定期間 下段：今年度の交付期間	今年度の交 付月数	今年度の交付額	
年 月 1日～ 年 月 末日 年 月 日～ 年 月 日	月	円	

※交付予定期間は、研修計画承認通知の交付予定期間を記載すること。

※事業開始年度及び変更があった場合のみ研修計画書の写しを添付すること。

3 他の補助金の活用

--

※対象者や研修生が、本交付金に類似する他の補助金・交付金を活用する場合には、その補助金等の名称、その事業内容、当該補助金等に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載すること。

様式第2号（第6条、第9条関係）

年度鳥取市親元就農促進支援交付金事業収支予算（決算）書

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
補助金	円	円	円	円	
計					

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
親元就農促進支援交付金	円	円	円	円	
計					

3 事業完了（予定）年月日

年 月 日